

第 181 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

期 日 平成 27 年 3 月 24 日（木）

場 所 Qiball[きぼーる] 13階 会議室

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	3
8. 議案審議	3
第1号議案 第2号議案 第3号議案	
第4号議案 第5号議案（一括審議）	3
第6号議案 第7号議案 第8号議案	
第9号議案 第10号議案（一括審議）	5
第11号議案	14
第12号議案	14
第13号議案	15
第14号議案	16
第15号議案	17
第16号議案	17
第17号議案 第18号議案 第19号議案（一括審議）	18
第20号議案	20
第21号議案	20
第22号議案	21
第23号議案	22
第24号議案	22
第25号議案	23
第26号議案	24
第27号議案	25
第28号議案 第29号議案（一括審議）	26
第30号議案	27
第31号議案	27
第32号議案	28
第33号議案	29
第34号議案	30
9. 閉 会	33

第 1 8 1 回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成 2 8 年 3 月 2 4 日 (木)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第 1 号議案 ～ 第 3 4 号議案
- 9 閉 会

第181回千葉県都市計画審議会
 平成28年3月24日（木曜日）
 於 Q i b a l l [きぼーる]13階会議室
 午後1：30 ～ 午後3：42
 出席委員 17名

第181回千葉県都市計画審議会出席委員
 （順不同敬称略）

構 成	氏 名	摘 要
学識経験者	北 原 理 雄	都 市 計 画
	橋 本 都 子	建 築
	鶴 岡 宏 祥	農 業
	福 士 正 直	都 市 経 営
県議会の議員	中 台 良 男	千 葉 県 議 会 議 員
	瀧 田 敏 幸	千 葉 県 議 会 議 員
	網 中 肇	千 葉 県 議 会 議 員
	中 田 学	千 葉 県 議 会 議 員
	横 山 秀 明	千 葉 県 議 会 議 員
	加 藤 英 雄	千 葉 県 議 会 議 員
関係行政 機関の職員	乙 部 辰 良 （代理・巴 道章）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	石 田 寿 （代理・佐藤榮一）	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課課長補佐）
	濱 勝 俊 （代理・川上康弘）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官）
	石 川 雄 一 （代理・宇都優二）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長）
	森 田 幸 典 （代理・杵渕賢二）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長）
市町村の長を 代表する者	小 坂 泰 久	酒 々 井 町 長
市町村議会の 議長を代表 する者	大 澤 義 和	栄 町 議 会 議 長

第 1 8 1 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 2 8 年 3 月 2 4 日 提 出

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 号議案 | 東庄都市計画区域の変更について |
| 第 2 号議案 | 銚子都市計画区域の変更について |
| 第 3 号議案 | 多古都市計画区域の変更について |
| 第 4 号議案 | 横芝都市計画区域及び光都市計画区域の変更について |
| 第 5 号議案 | 岬都市計画区域及び大原都市計画区域の変更について |
| 第 6 号議案 | 佐原都市計画区域及び小見川都市計画区域の変更について |
| 第 7 号議案 | 佐原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び小見川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 8 号議案 | 佐原都市計画道路及び小見川都市計画道路の変更について |
| 第 9 号議案 | 建築基準法第 22 条第 1 項の規定による区域の変更(香取市)について |
| 第 1 0 号議案 | 佐原都市計画区域及び小見川都市計画区域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を定める区域の変更について |
| 第 1 1 号議案 | 東庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 2 号議案 | 多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 3 号議案 | 銚子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 4 号議案 | 八日市場都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 5 号議案 | 八街都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 6 号議案 | 芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 7 号議案 | 横芝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 1 8 号議案 | 横芝都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について |
| 第 1 9 号議案 | 横芝都市計画道路及び光都市計画道路の変更について |
| 第 2 0 号議案 | さんむ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 1 号議案 | 東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 2 号議案 | 九十九里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 3 号議案 | 茂原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 4 号議案 | 長南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 5 号議案 | 白子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 6 号議案 | 長生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 第 2 7 号議案 | 一宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |

- 第 28 号議案 岬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び大原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第 29 号議案 岬都市計画道路及び大原都市計画道路の変更について
- 第 30 号議案 御宿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第 31 号議案 勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第 32 号議案 館山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第 33 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について
- 第 34 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（船橋市）について

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第181回千葉県都市計画審議会を開催します。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに伊藤都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

伊藤都市整備局長 都市整備局長の伊藤でございます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ県政に格別のご支援、ご指導をいただいておりますことにつきましても、重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会は、12月に続き本年度3回目の開催となります。

前回12月の審議会におきましては、現在、全県的に進めている都市計画見直しのうち、22都市計画区域の「整備・開発及び保全の方針」についてご審議をいただいたところで、本日は、23都市計画区域の都市計画の見直しを中心に、その他の議案、合わせて34議案についてご審議をいただく予定となっております。

今回、大変多くの議案をご審議いただきますが、内容等については担当課から簡潔に説明をさせますので、委員の皆様にも円滑なご審議にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告します。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ17名です。

なお、河上委員は所用により急遽欠席ということで連絡をいただいております。

「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立しております。

以上です。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介します。

関係行政機関の職員の委員として、千葉県警察本部長の森田様に新たにご就任いただいております。本日は代理として交通部交通規制課長の杵渕様に出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

きます。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。年度末ぎりぎりの大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、これから進行役を務めさせていただきます。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

福 士 委 員

瀧 田 委 員

よろしくお願いいたします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、既にご案内したとおり、都市計画の見直しに伴う「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関連する議案をはじめとする34議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案がありますか。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開でご審議いただきたいと考えております。

議案書の意見書の要旨に氏名が含まれていますが、説明にあたり、議案説明者は、公開の場であることを踏まえ、個人情報に配慮して説明を行うことといたします。

また、傍聴者及び報道関係者に配付する議案書は、氏名は黒塗りとさせていただきます。

さらに、委員の皆様におかれましても、審議の際、個人情報の取り扱いにご配慮いただきたいと考えております。

以上の取り扱いにより、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する「非公開案件はない」として公開で開催することといたしましょうか。

会 長 ただいまの事務局提案について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

それでは、傍聴人がおられましたら、事務局は入場させてください。

事務局 本日、傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係者もお見えになっておりません。

8. 議 案 審 議

会 長 それでは議案審議に入ります。

本日ご審議いただく案件は 34 件です。いずれも重要な案件ですので、十分ご審議くださるようお願いします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

第 1 号議案	第 2 号議案	第 3 号議案
第 4 号議案	第 5 号議案	(一括審議)

会 長 はじめに、都市計画区域の変更に関する第 1 号議案から第 5 号議案までを議題とします。これらの議案はいずれも市町村合併や一部の行政界の変更に伴う案件ですので、一括審議とします。

なお、第 6 号議案の「佐原及び小見川都市計画区域の変更」については、新たに区域を拡大する内容となっていますので、関連する議案とあわせて審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第 1 号議案から第 5 号議案までの都市計画区域の変更に関する議案について、一括して説明させていただきます。

まず、第 1 号議案の「東庄都市計画区域の変更」について説明いたします。

議案書のインデックス 1 の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

変更する箇所は、東庄町と銚子市の境にある宮本・諸持町地区です。

議案書の 2 ページになりますが、スクリーンにもありますように、本地区については圃場整備事業により耕地整理がなされ、行政界が変更されたことから、これに合わせるよう都市計画区域を変更するものです。

図の赤く塗った部分が銚子都市計画区域から東庄都市計画区域に編入する箇所、青く塗った部分が逆に除外する箇所となり、変更前後の面積は変わりません。

続きまして、第 2 号議案の「銚子都市計画区域の変更」について説明いたします。

議案書のインデックス 2、またはスクリーンをご覧ください。

変更箇所は、大きくは 2 ヲ所となっております。

まず 1 ヲ所目は、ただいまの第 1 号議案と同じ宮本・諸持町地区で、こちらについても、変更後の行政界に合わせるよう都市計画区域を変更するものです。

また、もう 1 ヲ所は、旭市との境にある八木町・八木地区です。議案書の 3 ページから

7 ページですが、スクリーンにもありますように、本地区についても、圃場整備事業により行政界が変更されたことから、これに合わせるよう都市計画区域を変更するものです。

同じように、図の赤の部分が銚子都市計画区域に編入する箇所、青の部分が除外する箇所となり、変更前後の面積は変わりません。

なお、隣接する旭市の側の箇所については、都市計画区域を指定しておりませんので、都市計画区域の変更はありません。

続きまして、第 3 号議案の「多古都市計画区域の変更」について説明いたします。

議案書のインデックス 3 の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

変更する箇所は、多古町と横芝光町との境にある島・篠本地区です。

議案書の 2 ページになりますが、スクリーンにもありますように、本地区についても、圃場整備事業により行政界が変更されたことから、これに合わせるよう都市計画区域を変更するものです。

同じように、赤の部分が多古都市計画区域に編入する箇所、青の部分が除外する箇所となり、変更前後の面積は変わりません。

続きまして、第 4 号議案の「横芝都市計画区域及び光都市計画区域の変更」について説明いたします。

議案書のインデックス 4 の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

まず、全体の都市計画区域の統合について説明いたします。

本区域は、中央の栗山川を境に、旧横芝町と旧光町の行政区域を単位として、それぞれ都市計画区域が指定されております。

平成 18 年には町の合併により横芝光町となったことから、町では、合併後の総合計画等に基づき、町域全体にわたり一体的にまちづくりを進めていくこととしております。このため、今回、二つの都市計画区域を統合し、あわせて名称を「横芝光都市計画区域」とするものです。

次に、部分的な変更として、スクリーンにあります、先ほどの多古都市計画区域の変更と同じ島・篠本地区で、こちらについても変更後の行政界に合わせるよう都市計画区域を変更するものです。

最後に、第 5 号議案の「岬都市計画区域及び大原都市計画区域の変更」について説明いたします。

議案書のインデックス 5 の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

まず、都市計画区域の統合について説明いたします。

本区域は、旧大原町と旧岬町において、それぞれ都市計画区域が指定されております。平成 17 年には町の合併によりいすみ市となったことから、市では、合併後の総合計画等に基づき、これらの都市計画区域において一体的にまちづくりを進めていくこととしております。このため、今回、都市計画区域を統合し、あわせて名称を「いすみ都市計画区域」とするものです。

また、部分的な変更として、議案書の 2 ページになりますが、スクリーンにもありますように、岩船地区 0.9ha について、岩船漁港の一部として、いすみ市により公有水面の埋立が行われ、行政区域に編入されたことから、今回、都市計画区域に編入するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第 1 号議案から第 5 号議案について事務局の説明が終わりました。何か、ご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

会 長 　それでは採決します。

第 1 号議案から第 5 号議案について、原案に異議のない旨答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

会 長 　全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 1 号議案から第 5 号議案までの 5 議案について、原案に異議ない旨答申することに決定します。

第 6 号議案 第 7 号議案 第 8 号議案
第 9 号議案 第 10 号議案 （一括審議）

会 長 　次に、第 6 号議案から第 10 号議案までは県内の「佐原及び小見川都市計画区域の変更」に関連する案件ですので、一括して説明を行った後に、各議案ごとに審議を行うことにします。

はじめに、佐原及び小見川都市計画の第 6 号議案から第 10 号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　第 6 号議案から順次ご説明しますが、はじめに、今回の都市計画の見直しについて、前回に引き続き、簡単に概要を説明させていただきます。

お手元の議案関係資料、今回お配りしている綴じ込みの資料で一番薄いものになりますが、その資料 1、またはスクリーンをご覧ください。

まず、左側の 1 点目の「趣旨」と 2 点目の「概要」は、前回と同様で、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、中段のあたりに枠で囲ってある四つの都市づくりの基本的な方向に沿って見直しを行うものです。

今回は、右側の図の黄色い部分になりますが、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めていない、いわゆる「非線引き」の都市計画区域についてご審議いただきます。

次に、3 点目の「手続きの経過」ですが、市町村からの案の申し出、案の概要縦覧、及び公聴会を経て、昨年 11 月 13 日から 27 日までの 2 週間、案の縦覧を行い、本日、お諮りするものです。

なお、非線引きの都市計画のうち、残る下総や鴨川などの都市計画については、来年度以降、地元市の状況を踏まえながら、順次、見直しの手続を行う予定としております。

続きまして、1 枚めくっていただき、資料の 2 ページ、またはスクリーンをご覧ください。「見直しの案の概要」です。

今回の見直しに伴い、県において都市計画の変更手続を行うのは、（１）から（３）の三つの都市計画です。

まず一つ目は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。これは、都市計画の基本的な方向性を示すマスタープランであり、以下、「区域マスタープラン」と略させ

ていただきます。

非線引き都市計画の区域マスタープランについては、平成 12 年の都市計画法の改正により定めることとされ、千葉県内では平成 16 年に定めております。

資料には、表の左側に「目次」、右側に各区域共通の「変更概要」を記載しております。基本的には、前回と同様、四つの都市づくりの基本的な方向を踏まえつつ、関連する計画や事業の進捗状況等に基づき変更を行うものです。

そのうち、前回の線引き都市計画と異なる点としては、まず、大きな二つ目の項目の「区域区分の決定の有無及びその方針」です。今回の非線引きの区域においてはほぼ一様に人口が減少傾向にあることを踏まえ、波線のアンダーラインを引いた箇所ですが、「今後も急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断し、引き続き区域区分を定めない」としてしております。

次に、右側の変更概要の欄の一番下に「地域の特性に応じた下水処理について追加」とあります。これは、人口減少や財政状況等を踏まえ、公共下水道の面的な整備にこだわらず、地域の特性・実情に応じて合併処理浄化槽の普及促進等を図っていくというものです。

続きまして、都市計画変更の二つ目として、「(2) 都市計画道路の変更」です。記載のとおり、佐原、小見川などの都市計画道路について、都市計画区域の統合に伴い、路線の名称変更や車線数の決定などを行おうとするものです。

最後に、三つ目として、「(3) 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区」の変更です。これについても、都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称を変更しようとするものです。

以上で、全体の概要の説明を終わります。

続いて、個別議案の説明に移ります。

説明にあたりましては、前回と同様、この資料 1 の後ろに資料 2 として区域ごとに議案の概要をまとめておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

それでは、佐原及び小見川都市計画に関する第 6 号議案から第 10 号議案について説明いたします。

お手元の資料 2 の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 6 から 10 となります。

まず、第 6 号議案の都市計画区域の変更について説明いたします。

本区域は、図にありますように、旧佐原市及び旧小見川町の行政区域において、それぞれ佐原都市計画区域、小見川都市計画区域が指定されております。

平成 18 年には、図の右下の旧山田町、また左下の旧栗源町とともに四つの市町が合併し、現在の香取市となっております。

その後、市では、平成 20 年に新たな総合計画を、また平成 22 年には都市計画マスタープランを策定し、旧市町の四つの地域を相互に連携させる形で一体的にまちづくりを進めていくこととしております。

特に、旧山田町、栗源町の区域においては、まとまった集落が形成されており、地震による家屋の倒壊や火災の延焼、また土砂災害等に対する防災・減災のまちづくりが課題となっております。

また、今後、圏央道等の整備進展に伴い、幹線道路沿道の開発動向にも都市計画として

適切に対応していく必要があります。

このため、今回、佐原と小見川の二つの都市計画区域を統合するとともに、旧山田町・栗源町の区域を含め、市域全体を都市計画区域に指定することとし、あわせて、都市計画の名称を「香取都市計画区域」とするものです。

続きまして、第7号議案、区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料2の2ページ、またはスクリーンをご覧ください。

資料のつくりは前回と同様で、左側の表には変更の主な内容を記載しており、右側の図には、表の中でアンダーラインを付けた箇所を同じ色で枠囲みをし、旗揚げして示しております。

変更内容ですが、まず一番上の「区域区分に関する方針」としては、先ほど説明したとおり、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと考えられるので、引き続き区域区分を定めませんこととします。

以下の区域マスタープランに関する議案についても同様です。

次に、その下の①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、図の赤枠で示しておりますように、「佐原駅周辺を中心拠点、小見川駅周辺を副拠点とし、都市機能や居住機能の集積を図る。また、山田支所周辺、栗源支所周辺を地区拠点とし、生活利便機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路の整備に対応した方針」では、「東関東の佐原香取インター周辺等において産業機能の誘導を図る」としております。

次に、2)の「土地利用に関する方針」ですが、「集落などの住宅地について、建替等に合わせ、道路拡幅などにより防災性の向上を図る」、また「急傾斜地などについて、開発行為の制限等を図る」といった内容を追加しております。

その下の3)の「都市施設に関する方針」においては、「長期未着手の都市計画道路の見直し」や「地域の特性に応じた下水処理」について記載を追加しております。

また、図の緑の枠で示す「橘ふれあい公園」については、「総合公園として、交流・レクリエーション機能の充実及び拡張整備を図る」としております。

最後に、一番下の4)の「市街地開発事業に関する方針」ですが、JR小見川駅前地区については、事業化が見込まれないことから、今回、削除しております。

続きまして、第8号議案の都市計画道路の変更について説明します。

お手元の資料2の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、都市計画区域の変更に伴い、既決定の都市計画道路について、名称の変更と車線数の決定を行うものです。

車線数については、平成10年の都市計画法の改正以降、都市計画変更を行う際に、順次、定めております。

まず、変更対象路線ですが、表の一番上の3・3・1号粉名口津宮線は国道356号になります。

以下、国道や県道が全部または一部の区間となっている路線が県決定の路線となり、ここでは合わせて12路線あります。

また、これ以外の表の下段にある市道が市決定の路線となります。

右側の図では、赤の太い塗りつぶしの線が県決定の変更路線で、白抜きの赤い線が市決

定の変更路線を示しております。

変更内容については、表の中の赤字で記しております。具体的には、都市計画の名称をすべて「香取都市計画道路」とし、このほか、備考欄に記載のとおり、車線数が決定されていない路線については、それぞれ車線数を決定いたします。

また、小見川都市計画道路については、決定時期が古いため、現行の国の運用指針にも整合させる形で路線番号を変更いたします。

なお、市決定の路線については、今回、市において県と同時に変更手続を行っており、その変更内容は参考として表の下段に記載したとおりです。

今回の変更においては道路区域等の実質的な変更はありませんが、今後、長期未着手の路線を中心に、地元市とともに見直しの検討を進めていくこととしております。

以上が第6号から第8号議案ですが、これらの案件について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

事務局　続きまして、第9号議案の「建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更」について説明いたします。

お手元の資料2の4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

旧山田町及び旧栗源町の全域が都市計画区域に編入されることに伴い、建築基準法第22条第1項の規定による区域を追加指定するものです。

この区域は、建築物の不燃化を促進するため、特定行政庁が都市計画審議会の意見を聞いて指定するものです。

建築物の屋根や外壁などを一定の防火性能を有する材料でつくることにより、火災の発生・拡大を防止するものです。

旧佐原市、旧小見川町については、既に準防火地域を除く全域が指定されております。

今回、追加指定される箇所は、図の赤い太線で囲っている部分となります。

変更内容については、表中に赤字で記載しており、旧山田町及び旧栗源町の全域8,063haを追加するものです。

続きまして、第10号議案の「佐原都市計画区域及び小見川都市計画区域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を定める区域の変更」について説明いたします。

お手元の資料2の4ページの下段、またはスクリーンをご覧ください。

この議案についても、旧山田町及び旧栗源町の全域が都市計画区域に編入されることに伴い用途地域の指定のない区域となるため、容積率等の建築形態規制を定めるものです。

佐原都市計画区域には、既に、香取神宮の周辺に指定されている風致地区に合わせ、表中の地区番号1から3にある数値としている地区もあります。

今回指定する区域は、これらの1から3の地区を除く佐原都市計画区域及び小見川都市計画区域の「用途地域の指定のない区域」と同様の数値である容積率200%、建ぺい率60%、道路の幅員に応じた建築物の高さ制限、いわゆる道路斜線制限の勾配を1.5、隣地境界線までの水平距離に応じた建築物の高さ制限、いわゆる隣地斜線制限の勾配を1.25に定め、面積は約2万4,834haになるものです。

説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会　長　ただいま第6号議案から第10号議案について事務局の説明が終わりましたが、ご意

見、ご質問はございませんか。

採決は個別にやりますが、意見、質問はまとめてお受けしたいと思います。

委員 主には、最初の議案で、旧山田町、旧栗源町を都市計画区域に指定するということに関して幾つかお聞きしたいことがあるのですが、主には地域住民と行政との対応の問題でお聞きしたいと思います。

大きな1点目は、住民の合意形成の問題です。

都市計画区域への指定は、その地域のまちづくりあるいは地域の将来にとって重要なポイントになると思いますし、同時に、まちづくりの主体は地域住民だと思うので、私は前提となるのは住民の方々の合意形成が必要だろうと考えているのですが、直接住民と触れ合ってきた当該市の香取市ではどういう基本的立場で臨んできたのかが一つ。

それから、いま説明がありましたが、平成22年にマスタープランをつくって以降、住民の皆さんの理解を得るために行政として努力をしてきたと思うのですが、これまでこの二つの地域を指定するにあたっての住民説明会の回数、住民の参加者数、あるいはその説明会の中で出た意見などについてお示しいただきたいというのが大きな1点目です。

大きな二つ目は、指定される側の地域住民の問題ですが、この間、地域住民の中で会がつくられて、区域指定に対して反対の署名を添えた陳情書が市当局にも出されています。そして要望書が県知事宛てにも出されているのですが、その回数、署名した世帯数、署名数、主な反対の理由はどんなものだったのか、住民側の動きとしてお示しいただければと思います。

大きな三つ目は、今度は区域指定を進める香取市側の対応の問題についてお聞きしたいのですが、平成25年、26年と数回にわたって住民説明会を行ってきました。昨年度、年度末ぎりぎりに区域指定に関する意識調査、アンケートを市当局が行っていますが、このアンケートを行った目的はどこにあったのか。それから、アンケートの配布数、集約結果はどういうふうになっているのか、アンケートを配布した対象はどのように選定されたのか、お示しいただきたいと思います。

大きな四つ目は、これは県当局への質問になりますが、議案書にもありますように、特例合併法に基づいて市町村合併を行って、この議案の場合は四つの自治体が一つになっているわけです。ほかにも市町村合併を行った自治体があります。議案書に見るように、「一体的に都市づくりを行う」となっているのですが、市町村合併を行った他の自治体で都市計画区域に指定する、編入するというのはほかにもどういう自治体があるのか、その辺を示していただければと思います。

会長 4点質問をいただきました。3点目までは市に対するもの、4点目が県にですが、順番は前後しますが、県のほうから4点目についてご回答いただけますか。

事務局 ほかの市町村の状況ということですが、既に平成17年、18年の合併により幾つかの市町村が都市計画区域をその市町村の区域として統合しております。山武市などもそうです。柏と沼南、野田と関宿といったものも過去にあります。現在検討されているのは、旭市あるいは匝瑳市について、やはり市域全体を都市計画区域に指定するという方針で、現在、現況の建築物の調査、あるいは住民への説明方法といったものについて検討中の段階となっております。また、下総と大栄も、今は成田市の非線引きの都市計画区域となっておりますが、これも「非線引き」というくくりの中で下総と大栄を一つに統合するという

形で現在検討を進めているといった状況です。

以上です。

会 長 それでは香取市さん、3点の質問をいただきましたが、回答をお願いします。

香取市 住民への合意形成はどのように図られているかということについて申し上げます。

住民の合意形成を図るべく、平成25年度から26年度にかけて、山田・栗源地域の住民を対象に公民館や各支所、小学校などで計14回の説明会を行うとともに、山田地域と栗源地域の自治会に対してもそれぞれ2回、合わせて4回説明を行ってまいりました。また、山田・栗源地域の全戸に対して、都市計画区域の指定の意義や、住民が不安に感じている事柄についてのQ&Aを記載したパンフレットを配布し、意見を伺う機会も設けさせていただきました。さらに昨年2月には、都市計画区域の指定に反対されている方々、具体的には「山田・栗源都市計画区域を考える会」、この方々との懇談会を行い、昨年3月にはアンケート調査を実施いたしました。

これからも、住民の不安を解消すべく、詳しいパンフレットの配布などを行い、個別の相談によるほか、建築の相談会や道路相談会なども開催して合意形成を図っていきたいと考えております。

香取市 続きまして、県に対して要望書または陳情書が出されておりますが、その状況についてお答えします。

平成26年10月30日に「山田・栗源都市計画区域を考える会」から知事宛てに、「香取市山田・栗源地域への都市計画区域指定に関する申入書」が出されております。その内容は、都市計画区域を指定することについて多くの関係住民から「指定は必要ない」などの異論が出されていることから、香取市に対し直ちに指定を中止するよう強力な指導をお願いするというものでした。

また、平成27年7月9日に、同じく「山田・栗源都市計画区域を考える会」から知事宛てに、「香取市山田・栗源地域への都市計画区域指定の延長に関する申入書」が提出されております。その内容は、都市計画区域指定は住民合意ができるまで延期すること、県として市に対して住民運動に対する抑圧的指導は行わないこと、というものでした。

続きまして、今回反対されている方々の主な反対の理由ですが、4点ありまして、まず1点目が「新築や増改築の際、建築確認を取るための費用や手続が必要となり、負担が生じる」、2点目として「増改築を行う際に、古い母屋がある場合、母屋の耐震性がチェックされ、改修が必要な場合がある」、3点目は「敷地に接する道路が狭く、接道義務により建築できるか心配である」、4点目は「今後、都市計画税が徴収されることにならないか心配である」などの意見が出されております。

香取市 ただいまのお答えに補足ですが、同様の内容で市長宛てにも反対の要望書が上がっております。要望として反対であるということで、市としては、反対をされている方々の詳細な意見を伺いたい、反対の理由を詳しく把握するために、また反対されている内容に対して市としてもどういった対応、また理解を深めていけるのかということで、アンケートを反対された世帯の方々にお送りしました。アンケート調査は1,595票を配布し、約25%、385票の回答があったところです。

委 員 再度質問させていただきたいのと、確認も含めてですが、1,595世帯で4,347名の署名が、平成26年10月、市長宛てに提出されていますね。その1,595世帯の署名に自分で

書いた方々のところに、今度は市がアンケートを行っている。これは私はすごく問題ではないかと思っているのですよ。相談を受けたのですが、要するに、市がそれまでの間に8回ぐらい栗源・山田で説明会をやってきた、その上で、住民の方々は、それでもやっぱり反対だということで、今度は署名にそれを託して、自らの手で自分の名前を書いて市役所に提出した。この提出された署名に対して、反対の理由を明確にする、新たなまちづくりのための手立てを考えるということと逆に、今度は市がそこに対してアンケートを行うというので、私はちょっと問題ではないかと思っているので、この点を含めて2回目の質問をさせていただきたいと思います。

反対の署名をされた方々が1,595世帯で、合併時の栗源・山田の世帯数が4,100ですから、45%の世帯の方々が反対しているのです。これは相当大きいと思うのですが、この反対署名の数の重みは行政としてどういうふうにとめているのでしょうか。

二つ目は、いま説明しましたが、なぜ反対の署名をした人たちだけを対象にしたアンケートを行ったのか、その辺の真意をお聞かせいただきたい。率直に一般的に考えてしまえば、本当に今後の栗源・山田のまちづくりに生かそうと思えば、全世帯を対象にして、地域指定に賛成の人もまちづくりには意見を持っているので、そういった方々の意見も反映して、住民の総意に沿ったまちづくりというのが行政の立場ではないか。なぜ反対しているところだけアンケートを行ったのか。

三つ目は、アンケートの内容を私は見せてもらいましたが、極めて恣意的に住民を誘導するものになっていると率直に感じています。例えばアンケートの間10、「都市計画区域においては」という前提があるのですが、公園や道路整備など国の交付金を活用できる、市の財政負担を減らすことができます、さあ、あなたはどうしますか、負担軽減ならぜひ必要、市の負担が減るなら結構、こういうふうに丸をするようになっている。アンケートの11問目も同様です。都市計画区域ごとの指定について質問をしているのですが、米印のところでは「公園の拡張計画は区域指定することで国の交付金を活用して整備します」。あたかも「市の負担、住民負担はありません。減ります」と誘導した上で、区域指定が必要かどうか丸印をつけるとなっているのです。さらに、昨年、市の段階で行われた都市計画審議会への資料で報告されているのは、このアンケート結果を使って、「反対陳情者の調査であります、その中でも『必要』という方が23%もいた」と。あたかも45%の世帯が反対したその陳情がいかにも小さいのかと見せるような、そういう意図がありありますが、その辺のところは、住民の声を生かすとすれば、全戸を対象にやる必要があったのではないかと思うのですが。

以上3点をお聞きしたいと思います。

香取市 香取市では、香取市を一つの都市として計画的なまちづくりを進めていくためにも、市全域を都市計画区域とすることが必要だと感じております。その中で、今回、反対の陳情をいただきました。これにつきましては、市としても大変重く受けとめております。

そんな中でアンケートを実施した目的ですが、一つは、住民が心配されている事柄をより詳細に把握して今後の対応の参考としたいということ。二つ目は、事前の説明会において住民の方々から寄せられた疑問点などを質疑形式で取りまとめ、このアンケートを調査票に同封して、読んでもらうことでより理解を深めていただくためということで実施したものです。

委員 最後になりますが、全市的に一体的にまちづくりを進めるというのは、整開保も含めて前提になっているのです。私が聞いたのは、なぜ反対をしている方々にだけ。言ってみれば、行政が進めていることに反対をしている人たちへの圧力とも取られかねないし、自由に行政に物が言えるという手段が請願であり陳情という制度だと思うのですが、それに萎縮をかけるように思われても仕方がないようなやり方をなぜとったのかということの回答がなかったので、ぜひそれを示していただきたい。

最後に、県当局と市当局に伺いたいのですが、現時点で旧栗源町、旧山田町の住民の合意は得られていると行政として判断しているのかどうか、明確にその辺をお示してください。

香取市 「アンケート調査はなぜ反対住民にのみ」ということに関して答えさせていただきます。

これまで2年間にわたって住民への説明会をさせていただきました。その中でも反対の声をいただいている中で、実際に署名をいただいている皆さんが全部出席されているわけではないという中で、詳細な意見がなかなかわからない。では、どういった部分が心配なのか、その不安を払拭し、行政としても対応していかなければいけないのではないのかという考えのもとに、反対の署名をされた世帯を対象としてアンケートを実施しております。

萎縮効果というところですが、あくまでも皆さんの不安を解消したいという部分が目的でして、その対応策、主として行政としての説明責任等をどうしていったらいいのかというところを目的としておりまして、またアンケート調査ということで個別に反対をやめてくださいということでもありませんので、萎縮効果はないと考えておりました。

現時点での市の考え方としましては、住民との合意形成という部分、皆さん全員の賛成を取るということは難しい部分があると思います。今後も皆さんの不安を解消していくこと、皆さんの要望として不安になっていることが明らかになっておりますので、そういったことに対応していくことで合意が図られていくと考えております。

事務局 住民の合意についてお答えいたします。

地元市からいま説明がありましたが、これまで地元説明会あるいは地元自治会への説明を重ね、パンフレットの配布、アンケート調査、あるいは反対されている団体との懇談会を行ってきており、私どもとしては地元住民に対して市として積極的かつ丁寧な対応がなされてきていると認識しております。また、その過程において、住民の方が不安に思っていることもある程度明確になってきて、市の対応も具体的な形になってきました。県としては、今回の区域マスタープランも含め一連の都市計画変更に際し、公聴会や案縦覧で意見が出されなかったことを踏まえ、住民合意は一定程度、図られているのではないかと考えております。さはさりながら住民の不安の声もあるというのも認識しております。これについては、今後とも市において個別の相談あるいは建築相談会等でしっかりと対応していくということであり、県としても市に対して引き続き助言、協力を行ってまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

会長 委員から3回質問をいただき、それぞれについて香取市と県から回答をいただきました。最後に、意見ということで、簡潔にお願いします。

委員 最後に意見として話をさせていただきますが、いずれにしても、今、市当局、県当局は「合意形成が図られている」ということは言えなかったわけですよ。ですから、世帯数の45%が反対を表明しているというのが現実にあるわけです。一方で、先ほど市当局の

方から説明がありましたが、住民の側はやみくもに反対ではないのだということで、去年、住民合意ができるまで区域指定は延期してほしいと一步譲ってきているのです。だとして、住民との合意形成を図る努力をして、強引に上から区域指定を押し付けるようなやり方はやめるべきではないかと、私は率直に思います。

それから、市のホームページを調べさせていただきましたら、昨年6月の審議会で、市の部長さんは、「いろいろ説明会はやってきたが、なかなか理解していただけなかったというのが現実」と、これは議事録に残っているのですね。

ですから私は、この区域指定の議案に反対すると同時に、それに基づいて県の方針に基づいたマスタープランの変更も、12月の審議会の時点で私の基本的な方向は話をしてあります。大型道路のネットワークを中心にした産業の集積とか、新たな開発を盛り込むのではなくて、今のまちづくりをどうするのかという視点が必要で、そういう点では反対せざるを得ないなど、この後の議案も含めて申し述べて、終わりにします。

会 長 意見ということで承りたいと思います。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは、採決をいたします。

一つずつ採決をとりたいと思います。

第6号議案について、原案に異議のない旨答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第6号議案について、原案に異議のない旨答申することに決定します。

次に、第7号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第7号議案を原案どおり可決することに決定します。

次に、第8号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第8号議案を原案どおり可決することに決定します。

次に、第9号議案について、原案に異議のない旨答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第9号議案につい

て原案に異議のない旨答申することに決定します。

次に、第 10 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 10 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 11 号議案

会 長 次に、第 11 号議案から第 32 号議案は、県内の都市計画の見直しに関する案件になります。

はじめに第 11 号議案、東庄都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第 11 号議案、東庄都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 5 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 11 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「笹川駅北側及び国道 356 号沿道の市街地を地域拠点とし、都市機能や居住機能の集約を進める」などとしております。

その下の②の「都市の防災、減災に関する方針」では、「災害時の避難路、避難地となる公共的な空間やオープンスペースを確保する」などとしております。

また、③の「低炭素型都市づくりに関する方針」では、「集約型都市構造の形成と併せ、地域循環バスの利用促進や再生可能エネルギーの活用を図る」などとしております。

このほか、3)の「都市施設の整備に関する方針」では、地域拠点へのアクセスを確保するための道路整備や公共交通の充実について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 ただいま第 11 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 11 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 11 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 12 号議案

会 長 次に、第 12 号議案の多古都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 12 号議案、多古都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 6 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 12 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「多古地区の既成市街地について、公共公益施設や商業施設等が立地していることから、今後とも中心拠点として、都市機能の維持・充実に努める」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の(仮称)成田小見川鹿島港線インター周辺等において、流通・製造業務機能等の集積を図る」としております。

少し下に行きまして、2)の「土地利用に関する方針」として、多古台地区について「自然と調和した低層住宅地とする」などの内容を追加しております。

また、一番下の4)の「市街地開発事業に関する方針」ですが、多古地区について事業化が見込まれないことから、削除しております

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 12 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 12 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 12 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 13 号議案

会 長 次に、第 13 号議案の銚子都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 13 号議案、銚子都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 7 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 13 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「銚子駅周辺や銚子漁港周辺において、既存の公共公益施設や商業施設、観光施設等を有効活用しながら、都市機能や居住機能の集約を進める」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「川口・黒生地区等に、首都圏への農水産物供給基地としての関連産業の誘導を図る」としております。

このほか、下のほうになりますが、2)の「土地利用に関する方針」として、「外川地区や潮見町地区において、水産業・観光・学術文化等の調和のとれた魅力ある環境の形成を図る」といった内容を追加しております。

また、一番下の3)の「都市施設に関する方針」では、国道 356 号銚子バイパス及び国道 126 号八木バイパスの整備推進について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 13 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 13 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 13 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 14 号議案

会 長 次に、第 14 号議案の八日市場都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 14 号議案、八日市場都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 8 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 14 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「八日市場駅から市役所周辺にかけての国道 126 号沿線の市街地を中心拠点、飯倉駅周辺を地域拠点とし、都市機能や居住機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「銚子連絡道路の(仮称)八日市場インター周辺について、地場産業等の活用による土地利用を検討する」としております。

また、③の「都市の防災・減災に関する方針」では、災害時の避難路、避難地の確保、また沿岸部における津波対策について記載しております。

このほか、一番下になりますが、3)の「都市施設に関する方針」において、銚子連絡道路の整備推進について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 14 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 14 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 14 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 15 号議案

会 長 次に、第 15 号議案の八街都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 15 号議案、八街都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 9 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 15 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「八街駅周辺を都市核、榎戸駅周辺を都市副次核として位置づけ、公共公益施設や商業、居住等の集積を図る」などとしております。

その下の②の「都市の防災・減災に関する方針」では、災害時に避難場所となる防災拠点の確保や、避難路の整備等について記載しております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では、八街駅北側地区の土地利用の誘導について、また、その下の3)の「都市施設に関する方針」では、榎戸駅の駅舎の橋上化、自由通路、及び駅前広場の整備等について、それぞれ記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 15 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 15 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 15 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 16 号議案

会 長 次に、第 16 号議案の芝山都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 16 号議案、芝山都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 10 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 16 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「小池地区や千代田地区を中心拠点として、公共公益施設や商業施設等の都市機能、及び居住機能の集約を図る」などとしております。

また、②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の(仮称)国道 296 号インター周辺において、地域の活性化に資する物流・業務機能等の誘導、集積を図る」としております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では、芝山千代田駅の駅前地区における商業、サービス等の土地利用の推進について、また、その下の3)の「都市施設に関する方

針」では、圏央道の整備促進について、それぞれ記載を追加しております。

また、一番下の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化の見込まれない小池地区、千代田地区を削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 16 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 16 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 16 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 17 号議案 第 18 号議案 第 19 号議案 (一括審議)

会 長 次に、第 17 号議案から第 19 号議案の横芝及び光都市計画については、関連する議案になりますので一括審議にします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、横芝及び光都市計画に関する第 17 号議案から第 19 号議案について説明いたします。

お手元の資料 2 の 11 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックスの 17 から 19 になります。

はじめに、第 17 号議案の区域マスタープランの変更について説明いたします。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「横芝駅・役場・町立東陽病院周辺の都市拠点について、既存の都市機能と公共サービスの維持・充実を図る」などとしております。

また、②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の松尾横芝インター、銚子連絡道路の横芝光インターの周辺地域において、地域振興に資する業務機能等の誘導・集積を図る」としております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では、横芝光インター周辺の物流・加工産業等の誘導について、また、その下の 3)の「都市施設に関する方針」では、圏央道や銚子連絡道路の整備促進について、それぞれ記載を追加しております。

また、一番下の 4)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化の見込まれない JR 横芝駅北口地区を削除しております。

続きまして、第 18 号議案「横芝都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更」について説明いたします。

資料の図の左上、またはスクリーンにありますように、現在、横芝都市計画区域において、赤いハッチの部分を防止地区として、また、赤く塗った部分を防止特別地区として定めております。

今回は、先ほどの第4号議案の横芝都市計画区域と光都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称のみを「横芝」から「横芝光」に変更するものです。

続きまして、第19号議案、都市計画道路の変更について説明いたします。

資料を1枚めくっていただきまして、12ページ、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、都市計画区域の統合に伴い、既決定の都市計画道路について、名称の変更や路線の統合などを行うものです。

なお、車線数は、いずれの路線も平成13年の当初の都市計画決定の際に定めています。

変更対象路線は、左側の表の「旧名称」と記した欄にある10路線で、右側の図で旗揚げした赤塗りの路線になります。

変更内容については、表の中の赤字で記しております。いずれの路線も都市計画の名称を「横芝光」とし、そのほか、備考欄に記載のとおり、路線番号などの変更を行います。

そのうち、表の上のほうの太枠で囲っている路線は、JR線に沿って東西に走る国道126号です。

また、下のほうの太枠の路線は、南側の海沿いを東西に走る主要地方道飯岡一宮線で、いずれも二つの都市計画区域にまたがっていることから、今回、それぞれ一つの路線に統合いたします。

なお、町決定の5路線については、町で、同時に変更手続を行っており、その変更内容は、参考として表の下段に記載したとおりです。

最後に、これらの案件について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第17号議案から第19号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第17号議案から第19号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第17号議案から第19号議案を原案どおり可決することに決定します。

第19号議案までご審議いただいて半分ちょっとというところですが、まだしばらく時間がかかりそうですので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

— 休 憩 —

会 長 それでは、時間になりましたので再開します。

第 20 号議案

会 長 第 20 号議案のさんむ都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 20 号議案、さんむ都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。
お手元の資料 2 の 13 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 20 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「日向駅・さんぶの森、成東駅、松尾駅、及び蓮沼出張所の周辺を地域交流拠点とし、公共交通を基本とするネットワークにより、相互に結び付きを図る」としております。

②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の松尾横芝インター周辺における地場産業を生かした産業の創出・集積」、また「山武成東インター周辺における観光資源の活用」について記載しております。

また、③の「都市の防災・減災に関する方針」では、東日本大震災での津波の被害を踏まえ、津波対策等について記載しております。

このほか、3)の「都市施設に関する方針」においては、圏央道について引き続き整備を促進する旨を記載しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 20 号議案について事務局の説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

会 長 それでは採決します。

第 20 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 挙 手 多 数 ）

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 20 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 21 号議案

会 長 次に、第 21 号議案の東金都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 21 号議案、東金都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 14 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 21 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「東金駅周辺を中心拠点、福俵駅や求名駅の周辺を地域拠点として位置づけ、都市機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の東金インター周辺の千葉東テクノグリーンパークに企業誘致を図り、雇用の創出等により、地域の活性化を図

る」としております。

このほか、３)の「都市施設に関する方針」では、道路や公共交通施設のバリアフリー化の推進や、ユニバーサルデザインの普及について記載を追加しております。

また、一番下の４)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化が見込まれないＪＲ東金駅西口地区を削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 21 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 21 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 21 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 22 号議案

会 長 次に、第 22 号議案の九十九里都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 22 号議案、九十九里都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 15 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 22 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「片貝地区、真亀地区等を拠点とし、都市機能や居住機能の集積を図る」、また「海の駅九十九里を生かし、片貝漁港周辺への観光関連施設等の集積を推進する」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「東金九十九里有料道路などのインター周辺等において、観光産業のさらなる集積を図る」としております。

このほか、一番下の４)の「市街地開発事業に関する方針」において、作田海岸側地区と中心市街地地区について、事業化が見込まれないことから削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 22 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 22 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第22号議案を原案どおり可決することに決定します。

第23号議案

会 長 次に、第23号議案の茂原都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第23号議案、茂原都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料2の16ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス23となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「茂原駅周辺を中心拠点、本納駅周辺を副次拠点として、都市機能や居住機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道のインター周辺について、地域の活性化につながる工業生産施設や物流施設の立地を誘導する」としております。

少し下に行きまして、2)の「土地利用に関する方針」ですが、茂原には工業団地について、「地区計画制度等の活用」といった文言を加えた形で時点修正を行っております。

また、本納駅東地区については、土地地区画整理事業の計画がありましたが、事業化が見込まれないことから、今後は、地区計画等により、地元地権者と市が協力しながら良好な市街地形成に努めることとしております。

このほか、3)の「都市施設に関する方針」では、(仮称)茂原長柄スマートインターの整備促進、また、一宮川水系などの治水対策として、計画的な河川改修や調節池の整備推進について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第23号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第23号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第23号議案を原案どおり可決することに決定します。

第24号議案

会 長 次に、第24号議案の長南都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第24号議案、長南都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料2の17ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデック

ス 24 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「役場周辺について、中心拠点として、都市機能や居住機能の集積を図る」、また「国道 409 号沿道についても、居住機能の集積を図る」としております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「圏央道の茂原長南インター周辺において、産業系施設等の立地を図る」としております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では、茂原長南インター周辺の物流・流通関連施設等の立地誘導について記載を追加しております。

また、一番下の3)の「都市施設に関する方針」では、茂原・一宮道路、いわゆる長生グリーンラインについて、引き続き整備を推進する旨を記載しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 24 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 24 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 24 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 25 号議案

会 長 次に、第 25 号議案の白子都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 25 号議案、白子都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 18 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックスの 25 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「役場周辺や南白亀川河口周辺地区について、今後とも、都市機能や居住機能の集積を図る」、また「中里地区については、観光レクリエーション拠点として、施設の集積を図る」としております。

その下の②の「都市の防災・減災に関する方針」では、「津波対策として、海岸堤防の整備、九十九里有料道路のかさ上げ等を推進する」などとしております。

このほか、一番下の3)の「都市施設に関する方針」では、避難路の確保など津波対策について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 25 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 25 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 25 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 26 号議案

会 長 次に、第 26 号議案の長生都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 26 号議案、長生都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 19 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 26 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「八積駅周辺を主要拠点とし、商業・業務地としての拠点形成を図る」、また「国道 128 号沿道に商業・業務施設、一松地区に観光・レクリエーション施設の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「国道 128 号や県道茂原夷隅線の沿道について、商業・工業施設の集積を図る」としております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では、八積駅周辺や国道 128 号沿道の商業・業務・サービス施設の集積について記載を追加しております。

また、一番下の 4)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化が見込まれない JR 八積駅北口地区を削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、1 名の方から意見書の提出がございました。

意見書は、図の右のほうに黒の枠で旗揚げしております。

都市計画道路 3・4・3 号入山津南中瀬線に関するもので、意見書の提出者は、この道路の計画区域に土地を所有している方です。

それでは、提出された意見書について説明させていただきます。

本日配付した A 4 横の当日配布資料の 1 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

まず、左の欄の意見の要旨ですが、

「都市計画道路 3・4・3 号について、計画どおりに道路が拡がれば、耕作中、または耕作予定の農地が、耕作不能、もしくは効率の悪い畑となり、農業経営が成り立たなくなる。交通安全のために若干の歩道整備は必要と思われるが、波乗り道路や村道が並行してある現状で、道路を拡張する意味は少ない。直ちに、この計画を無くすよう強く要望する。」との意見です。

ここで、本路線の概要について簡単に説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

本路線は、九十九里海岸に沿って走る主要地方道飯岡一宮線です。長生村の区間は、現道を拡幅する形で、両側歩道を備えた幅員 20m の 2 車線道路として、平成 11 年に都市計画決定しております。現道は幅員 9 m 程度で歩道はなく、計画では、スクリーンに赤の線でお示しするように、海側に 10m ほど拡幅する計画としています。意見書の提出者の農

地は青の点線の部分にあり、ちょうど道路が拡幅する部分にかかる形になります。

それでは、再び配布資料に戻っていただきまして、この意見に対する考え方ですが、「都市計画の案では、本路線は広域的な都市間道路であり、また本区域海岸部の南北方向の主要な骨格道路として拡充整備を図るとしております。県としては、円滑な交通や交通安全の確保のため、本路線の整備は必要と考えていますが、幅員等については、周辺の土地利用や交通の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを検討していきます。」と、このようにさせていただいております。

なお、今回の区域マスタープランの変更においては、本路線に関する記載内容については変更しておりません。

以上で本議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 26 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 26 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 26 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 27 号議案

会 長 次に、第 27 号議案の一宮都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 27 号議案、一宮都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 20 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックスの 27 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「上総一ノ宮駅周辺及び東浪見駅周辺に公共公益施設等が集積したコンパクトな集約型都市構造を目指す」などとしております。

次に、②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「国道 128 号や上総一ノ宮駅の周辺は、拠点性を生かした商業・業務機能の拡充を図る」としてしております。

このほか、2)の「土地利用に関する方針」では東浪見駅周辺のコミュニティ施設等の充実について、その下の 3)の「都市施設に関する方針」では津波の避難路となる東西方向の道路の整備について、それぞれ記載を追加しております。

また、一番下の 4)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化が見込まれない役場周辺地区を削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 27 号議案について事務局の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませ

んか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 27 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 27 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 28 号議案 第 29 号議案 (一括審議)

会 長 次に、第 28 号議案、第 29 号議案の岬及び大原都市計画については、関連する議案となりますので、一括審議にします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、岬及び大原都市計画に関する第 28 号及び第 29 号議案について説明いたします。

お手元の資料 2 の 21 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 28、29 となります。

はじめに、第 28 号議案の区域マスタープランの変更について説明いたします。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「中心拠点である大原駅周辺、地域拠点である太東駅及び長者町駅周辺において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「国道 465 号バイパス等による交通利便性や観光資源を生かし、業務機能や交流機能の誘導・集積を図る」としております。

このほか、3)の「都市施設に関する方針」では、圏央道にアクセスする国道 465 号バイパスの整備推進について記載を追加しております。

続きまして、第 29 号議案の都市計画道路の変更について説明いたします。

資料を 1 枚めくっていただき、22 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、都市計画区域の統合に伴い、既決定の都市計画道路について、名称の変更や車線数の決定を行うものです。

対象路線は表にある 7 路線で、右側の図で旗揚げした赤塗りの路線になります。

変更内容ですが、都市計画の名称をすべて「いすみ都市計画道路」とし、このほか路線番号の変更や車線数の決定を行います。

なお、市決定の 7 路線については、市で同時に変更手続を行っており、その変更内容は、参考として表の下段に記載したとおりです。

最後に、これらの案件について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 28 号議案、第 29 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 28 号議案、第 29 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 28 号議案、第 29 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 3 0 号議案

会 長 次に、第 30 号議案の御宿都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 30 号議案、御宿都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 23 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 30 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「御宿駅周辺を中心拠点として、居住や商業・業務等の都市機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「都市の防災・減災に関する方針」では、「火災延焼に対する避難路の整備・確保や、建築物の不燃化・耐震化」、また「津波に対する避難場所の確保」などについて記載しております。

このほか、3)の「都市施設に関する方針」では、観光拠点におけるサイクリングターミナルの整備等について記載を追加しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 30 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 30 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 30 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 3 1 号議案

会 長 次に、第 31 号議案の勝浦都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 31 号議案、勝浦都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 24 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 31 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「中心拠点を担う勝浦地区、また、

地域拠点を担う興津地区等の中心集落において、それぞれ都市機能の集積を図る」などとしております。

その下の②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「勝浦漁港周辺の既存工業地に、交通利便性を生かした産業の誘導・集積を図る」としてしております。

このほか、２)の「土地利用に関する方針」では勝浦漁港周辺における魅力ある商業・業務地の形成について、また、３)の「都市施設に関する方針」では国道 297 号松野バイパスの整備推進について、それぞれ記載を追加しております。

また、一番下の４)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化が見込まれない興津地区を削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 31 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 31 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 31 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 3 2 号議案

会 長 次に、第 32 号議案の館山都市計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 32 号議案、館山都市計画の区域マスタープランの変更について説明いたします。

お手元の資料 2 の 25 ページ、またはスクリーンをご覧ください。議案書はインデックス 32 となります。

まず、①の「集約型都市構造に関する方針」ですが、「館山駅周辺を都市拠点、那古船形駅周辺等を地区拠点とし、都市機能の集積や良好な居住環境の創出を図る」などとしております。

次に、②の「広域幹線道路に対応した方針」では、「多様な観光資源を生かした交流人口の増加や、地域経済の発展を目指す」としてしております。

このほか、２)の「土地利用に関する方針」では館山港周辺の交流・観光拠点としての土地利用の促進について、また、その下の３)の「都市施設に関する方針」では富浦インターから北条海岸にアクセスする船形バイパスの整備推進について、それぞれ記載を追加しております。

また、一番下の４)の「市街地開発事業に関する方針」では、事業化が見込まれない JR 館山駅東口地区等について削除しております。

本案について案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 32 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 32 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 32 号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上で、区域マスタープランに関連する議案が審議終了いたしました。

第 33 号議案

会 長 次に、

第 33 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 33 号議案について説明いたします。

案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書のインデックス 33 の 1 ページをご覧ください。あわせてスクリーンをご覧ください。

施設の設置者は、株式会社関東ミキシングコンクリート 代表取締役 菅原友行で、敷地の位置は、白井市名内の白井工業団地内であり、敷地面積は約 2,900 m²で、工業専用地域です。

続いて 2 ページ目の計画概要書をご覧ください。

施設の種類の産業廃棄物処理施設となっており、汚泥の脱水機を 1 基、がれき類と廃プラスチック類の 2 基の破砕機を備えており、それぞれの処理能力は記載のとおりとなります。

1 日当たりの処理能力が、汚泥の脱水においては 30 m³、がれき類については 100 トン、廃プラスチック類においては 6 トンをそれぞれ超えることから、許可が必要となるものです。

次に、3 ページの位置図をご覧ください。

敷地は、北総鉄道 白井駅から北東へ約 5 km の位置にある白井工業団地内にあります。

4 ページの計画図をご覧ください。

主な搬入経路は、幅員 10.5m の市道及び開発によりつくられた道路である幅員 6.0m の私道となります。

また、搬出入車両 1 日当たり最大 290 台の計画となっており、この発生交通量による主な搬出入経路に対する影響について支障ないと考えております。

5 ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、許可基準及び許可指針に基づき審査し、敷地の位置の適格性、搬出入計画及び施設計画の妥当性について、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6 ページの配置図をご覧ください。

赤色の枠で囲ってある部分が、今回の産業廃棄物処理施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

敷地内に搬入された汚泥は、受入槽へ運び込まれ、処理槽にて洗浄や選別が行われ、ほとんどが砂や碎石として再利用されます。一部の汚泥は、脱水機により脱水され、汚泥かすとして最終処分場に運ばれます。

7 ページをご覧ください。

環境関係法令については、大気汚染、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響については支障がないと考えております。

なお、環境部局において支障ない旨が確認されております。

最後に、敷地の周辺状況です。スクリーンをご覧ください。

敷地境界線から周囲 100m のラインと 200m のラインを示しており、紫色が工業施設、青色が事務所となっています。

200m 以内に居住者はおりません。隣接する土地の所有者及び建築物の所有者に対して、計画について説明を行い、支障ない旨を確認しております。

また、白井市関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第 33 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 33 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 33 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 34 号議案

会 長 次に、

第 34 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（船橋市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 34 号議案について説明いたします。

本案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書のインデックス 34、あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は株式会社 京葉アスコン 代表取締役 柴田雄司で、敷地の位置は、船橋市西浦 2 丁目 27 番、敷地面積は約 2 万 7,000 m²で、工業専用地域です。

続いて 2 ページ目、計画概要書です。

本施設は 24 時間稼働し、新設する破砕機は 2 基で、施設の処理能力は記載のとおりであり、がれき類の処理が 1 日当たり 100 トンを超えるため許可が必要となるものです。

建築物は、新築建築物が 4 棟あり、他建築物は現在建設中です。

次に、3 ページの位置図をご覧ください。

敷地は、J R 船橋駅から南西に約 3 km に位置し、工業専用地域内にあります。また、接続する道路は前面の市道から国道 357 号線へと接続しております。

4 ページの計画図をご覧ください。

搬出入経路は、前面は幅員約 22m の市道です。この市道は国道 357 号線に接続しています。一日の搬出入車両は、1 日当たり 600 台で 1 時間当たり 25 台となりますが、当該敷地の前面道路は行き止まり道路の終端であり、また、場内に待機スペースを確保することから、発生交通量による搬出入経路への影響は支障ないと考えております。

5 ページをご覧ください。「2 審査指標」についてです。

許可基準及び許可指針に基づき審査をし、敷地の位置の適格性、搬出入計画及び施設計画の妥当性について、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6 ページの配置図をご覧ください。

赤枠部分が計画地となります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

今回の許可の対象建物は、破砕プラント、再生砂ストックヤード、アスファルト再生骨材ストックヤードが対象施設となります。

搬出入の流れを説明いたします。

前面の市道より、廃棄物は搬入口を通り敷地北側の廃材ヤードに荷降ろしします。その後、破砕されたものは、それぞれ 3 種類のストックヤードへ運ばれます。そして、アスファルト廃材を破砕した再生骨材の約 9 割が敷地南側の現在建設中のアスファルトプラントで再利用される予定となっており、残りの再生骨材や再生砂、再生路盤材は、ストックヤードから車両に積み込み、青い矢印にて搬出されます。

なお、計画地の周囲は、樹木などにより敷地周囲の緑化を行っており、緑化率 10.93% を確保しています。

7 ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した計画となっており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、船橋市の環境部局において支障ない旨が確認されています。

最後に、敷地の周囲の状況ですが、スクリーンをご覧ください。

計画地は周辺は工業施設、運輸施設等であり、当該敷地から近接 200m の範囲は工業専用地域のため住宅はありません。また、計画地から 100m 以内に学校、病院等もありませ

ん。

なお、船橋市関係部局より都市計画上支障がないことを確認しております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第 34 号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 質問ではありません。建築基準法 51 条ただし書で位置の問題では私もこの議案に賛成ですが、都市計画という観点からちょっと疑念に思っていることがありますので。

先ほど示された 3 ページの地図ですが、ちょうど計画地の南側、いわゆる対岸の位置が潮見町というところですよ。そこで昨年 12 月 18 日に大規模な火災が発生して、30 時間ぐらい燃え続けて鎮火した。ここも大きな塀で囲まれたいわゆる廃材置き場で、鉄くずや廃プラスチックの山から発火したのではないかと報道されているのですが、今度の議案がそういう施設だとは言いませんが、廃棄物の処理は、廃掃法によって許可が下ろされ、そして指導・監督されると思うのですが、位置的に問題なかったとしても、そういうふうな事故が発生したという経緯を見るならば、きちっと指導・監督していただくというのを許可権者のほうにお話をしていただけたらと思うのです。今度の火災で PM2.5 の値が急上昇したという市川での報道などもあったものですから、その辺のところ、都市の健全な発展を図るという視点からすると、許可権者のほうに一言申し添えていただければと思います。

以上、意見です。

会 長 意見ですが、何か市のほうからありますか。

船橋市 今お話がありました火災を起こした施設は、当初、火災を起こした時点で、産業廃棄物の処理施設だという一部報道がありましたが、この施設は廃棄物処理施設ではなくて、スクラップを有価物として海外へ輸出している仮置き場としてこの場所に設置されているものです。そこで火災を起こしたということで危険だということと、スクラップの置き場だということもありますが、今お話がありましたように、例えば廃プラとか木くずとかいうものの付着物がある可能性が十分あるという中で、今回火災を起こしたことにより、船橋市としては、消防局、また私どもは廃棄物処理の許可権者ですが、今後そちらのほうの立ち入りとかそういう形で進めていきたいと検討しております。

会 長 よろしいでしょうか。

委 員 はい。ありがとうございました。

会 長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 34 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 34 号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議は終了しました。

審議に熱心にご協力いただきまして、ありがとうございます。

その他ということで事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 ありがとうございました。この後の進行は司会にお返しいたします。

9. 閉 会

司 会 それでは、これで第 181 回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

—— 以上 ——